

一般質問



6名の議員から一般質問があり、町長、教育長の考えを問いました。

せたな町農業振興ビジョンの推進は

内田 尊之 議員



質問

せたな町の農業は、これまでの農業施策により規模拡大や生産性の向上が進む一方で、担い手不足や高齢化の進行などさまざまな問題に直面しています。

本年度、町は「せたな町農業振興地域整備計画」の見直しと「せたな町農業振興ビジョン」の策定に着手されました。
この計画は、せたな町の農業振興を図る上で必要であると考えますので、次の点について質問致します。
①「せたな町農業振興ビジョン」と町が担う役割について。
②せたな町における耕作放棄

地の面積とそでの不能耕作地の割合について。
③農業センターの有効活用について。
町長にお伺い致します。

主役である農業者や農業団体に対し前向きな取り組みを促す

答弁 町長

①本ビジョンは合併後をはじめ策定する町の農業振興計画として昨年6月に検討を開始し、去る3月4日に決定いたしました。

町といたしましてはこのビジョンをもとに、農業・農村の活性化に向けて、堆肥の投入や輪作体系、耕畜連携などの土づくりの推進や新規作物の導入によるブランド作物の検討等、農業者自らの経営改善や地域農業の改革に取り組み際に活用していきたいと考えています。

また、主役である農業者や農業団体に対し前向きな取り組みを促し、必要な支援をする事を基本と考えています

が、町内には2農協が存在し、農業者や地域によってもさまざまな取り組み方がございますので、調整役となり関係機関・団体を牽引していきたいと考えています。

②せたな町の耕作放棄地は24年度で、約6.1ヘクタールとなっており、その中には耕作不能地はないと認識しています。

③せたな町農業センターにつきましては、平成5年の開設以来農業者の生産コスト及び労働力の軽減を通じて農業振興に大きく寄与したものと考えていますが、ますます厳しくなる町財政や人員の中で、効率的かつ効果的な運営をして農業課題に対応し続けなければならぬと考えています。
また、農業振興ビジョン策定を機に、担い手不足等に対応するため農業団体と一体となった運営を模索し、農業後継者の研修機能を追加するな

ど、活性化に向けた検討を始めたところであります。

再質問

当町の農業情勢を見ますと、農家戸数は10年前の約3分の1になり、農業所得は全道最低水準という現状下にあります。農業振興策は急務であり、振興計画を実現させるには理事者の意気込みが求められているのではないかと私は思います。その姿勢として、農業政策を確実に予算化すべきであり、農協組合長と継続的協議が必要ではないでしょうか。

また、労働力不足の対策として先進事例を参考にし、当町で何をすべきか検証すべきであると考えます。

規模拡大を進めている農家は、耕作地を必要としていますが、現況は、出作・賃貸借で対応しており作業効率が非常に悪いという課題があります。農地の利用集積を推進するべきではないでしょうか。
農業センターは地元農業者や新規営農を希望する人たち

の研修施設として有効利用するとともに、特産やブランド化を図るうえでの核とするべきではないかと思えます。

農業関係者としつかりと協議をしていく

再答弁

議員の考えと同様、私もスピード感をもってやらなくてはならないと考えています。

新年度から農業関係者としつかりと協議をさせていた

だいたいと思えますが、今日の農業経営には、高い農業技術や経営能力が求められています。

その点から申し上げます

と、当町では、農家個々の意識の温度差や各農協の姿勢・役割に違いがあります。

町といたしましては、積極

的に関わっていきりードしていきたいと思っています。農地の集積であります。現在、国の事業で再生利用事業がありますので、制度を十分活用しながら考えていきたいと思えます。

また、農業センターの活用です

が、先進地の施設を見ますと農協がしつかり運営に係わっています。農業者のための農業センターであるため、今後農協と協議を重ねしつかりと対応していきたいと思えます。

せたな町農業センター

また、農業センターの活用です

給食「アレルギー」対策は

澤田光子 議員



質問

昨年12月、調布市の小学校において、乳製品にアレルギーがある5年生の女の子が給食後に体調が急変して死亡し、食物アレルギー対策の徹底が求められています。

道内でも配膳方法や症状が出た際の体制に自治体や学校間で大きな差が出ていると思われま

す。道教委の調査では、食物アレルギーがある児童・生徒の割合は近年増加傾向にあると言われています。

そこで教育長に伺います。

①現在、何らかの食物アレルギーを持っている児童・生徒は何人いるのか。

②現在の学校での対応は。

③今後の対応は。

状況に応じた適切な対応に努める

答弁 教育長

現在、学校現場において、改めて食物アレルギー対策の徹底の必要性が求められているところでありま

す。①食物アレルギー該当児童・生徒は現在、小学生が9人、中学生が10人、合わせて19人います。

ただし、ほとんどが発症しても軽い症状のお子さんで、重篤になる子はいないと聞いています。

②学校での対応ですが、入学する際に保護者から健康調査票を取っており、その中で食物アレルギー疾患の有無についての確認をしています。アレルギー対象児童については、さらに保護者との個別面談により、具体的症状等を養

護教諭や学級担任が把握しています。

また、学校給食センターにおいても、入学前の一日体験入学時において、アレルギーに関する調査を実施して、食物アレルギー児童の把握に努めています。

なお、学校給食センターでは、毎月発行する「給食だより」で献立表を学校、家庭へ配付し使用食材を知らせていますが、献立表の中に、アレルギー対象食物については特に印をつけ、学級担任や養護教諭、保護者がわかりやすいようにすると同時に、情報交換し、事故のないように努めているところであります。

③食物アレルギーを有する児童・生徒への対応は、学級担任、養護教諭が保護者と十分連携をとるとともに、給食センターとも情報を共有しながら、個々の児童・生徒の状況に応じた適切な対応に努めていきたいと考えています。

再質問

今、教育長から19名の子供たちが何らかの食物アレルギーがあるという答弁でありました。

また、保護者との面談をしつかりなされていることを伺いましたが、極度のアレルギーがある子供が入学してきたときにはどのような対応を取っていくのか。

現在、国及び道教委としても明確なものを出されていま



北檜山小学校 給食時間の様子

せんので、もし調布市であったようなことがおこったときに、どのような対応をとれば一番いいのかということは前もってしっかりとしたルールをつくっていかなければならぬのではないのでしょうか。命にかかわることなので、万が一に備えた統一したルールが必要だと考えます。

アレルギー症状が出た場合の対応、方向性をせたな町として明確に持つべきではない

かと思いますが、教育長に再度答弁をお願いしたいと思います。

緊急時適切に対処できる体制をつくる

再答弁

将来そういった重篤になる対象を持つお子さんが入学する場合も考えられますので、さらに保護者、学校、教育委

北檜山大成線の全面開通に向けての課題は

大野 一 男 議員



質問

開発道路北檜山大成線は本年4月末から供用開始となり、これにより太田地区と新成地区とがつながり交通不能区間は解消されます。しかし、不通区間が解消されたとは言

員会等との連携が必要になってきます。

重篤な症状があらわれた場合、該当者に適した個々のマニュアルを学校の中で前もって作っていく必要があると思います。緊急時に慌てないように適切な対処をできるように体制づくりについても今後学校にもお願いをしてまいりたいと思っています。

え狭隘箇所を拡幅改良など、まだ未整備区間も点在している現状にあります。また、都地区市街地の町並み整備は、地域住民にとって長年の懸案事項であり、都度要請活動をしてきたところですが、未だこの先の方向性、目的が立っていない現状にあります。

こうした区間の整備計画等について、北海道との協議・要請なども含め、今後の町の取組みについて伺います。

- ①北檜山区新成地区の道路改良の見通しについて。
- ②大成区富磯・上浦地区の現状の改良道路工区の進捗状況と工事再開の目的・完成の見通しについて。
- ③大成区都地区市街地の道路改良と町並み整備事業への取り組みと見通しについて。

路線測量調査の早期着手を要請する

答弁 町長

道道北檜山大成線は本年4月末に全線の供用開始となります。

新成地区の狭隘箇所の改良については、現道を拡幅する用地の確保が難しいことから、新しい路線を検討しています。上浦工区については、道路計画区域にかかわる用地買収の手続きが進んでいない状況が工事中断の大きな原因となっています。

富磯工区も同様の問題が発生し工事が中断しています。今後の工事の進捗ですが北海道の見通しでは、現在抱え

ている未処理用地案件の解決に努力し平成27・28年度中に工事を完成させたいと聞いています。都地区市街地の道路改良については現道の総幅員が6.5mと狭く歩道もない状況の中、北檜山大成線的全線開通により交通量の増加も見込まれることから安全で安心できる歩行区間の確保が必要と認識しています。

北海道からは当該区間の改良工事は上浦工区の完成後

着手することと伺っています。が、現道を拡幅することになりますと当該区間においては店舗、家屋などが接近していることから、関係機関を含め、関係者と密な協議連携を図る必要があると思っています。

しかし現在この地区の具体的な計画が北海道から示されておりませんので、路線測量調査の早期着手について要請して参ります。



都地区市街地の様子

せたな町の高等学校 教育の環境整備は

質問

道立檜山北高等学校は、せたな町の子供達が親元から通える唯一の学校です。

今後は町の将来を託す人材育成機関として守り育てていかなければなりません。

次の2点について伺います。
①通学費補助増額について。

現状3区から同校にバス通学をしている生徒に通学費補助を実施していますが、補助額の増額を図り保護者の更なる負担軽減を図る考えはありませんか。

一人でも多くの生徒が通いやすい環境を整え生徒数の確保を図るべきと考えます。

②道立檜山北高等学校への支援について。

せたな町は、同高校振興会負担金として116万円の助成をしており、他に3農協からも助成金があります。

同振興会はこれらの助成を原資に教育活動や農業教育振興活動などの様々なプログラ

ムを設けその実践活動をしていきます。

今後もし子供達がより良い学習環境の中で授業や部活動等を通じ、より充実した学校生活を送れるよう、支援の推進を図るべきと考えます。

現時点で補助の 引上げは難しい

答弁 町長

現行の通学定期補助ですが、旧国鉄瀬瀬線線の廃止に伴いバス転換交付金を基金に積みこを財源に補助しているものです。この補助は、長万部今金、せたな町の3町での北渡島檜山交通確保対策協議会で様々な負担を決めています。

平成21年3町の協議で、当初4分の1であった基金から補助額を、2分の1へ引き上げ、保護者の負担軽減を図ってきました。加えて平成23年から教育委員会の高校通学費補助を設けたところです。したがって、基金からの補助については、この3町の意見などを踏まえて協議し

た上で判断となるため、せたな町としては当初の経緯もあり基金による補助の引き上げは現時点では難しいと判断しています。

檜山北高校振興会への負担金の額は振興会の総会において活動事業が決定されその活動費を負担しています。当町の負担額は同校の要望に沿って増額を図っており、平成25年度も116万円を計上しています。今後も同校で学ぶ生徒一人一人が、様々な振興会の活動により豊かな人間性や確かな学力など生きる力を身につけることができるよう引き続き助成して行きたいと考えています。

答弁 教育長

現在の補助基準は北檜山区の路線バス運行地域で最も遠い新成地区の保護者の負担を上限と定めており、瀬棚区、大成区の利用者にも補助しています。その金額は、保護者負担の上限額13,210円でそれを超える部分については補助を行っていません。

補助額の増額についてであります。また、せたな町内において路線バスや生活バスが運行していない地域もあることや、平成22年からは高校の授業料

公有バス定時運行業務に伴う協定書は

小平 久 議員



質問

福祉と患者輸送等の公有バスが業務委託により運行されていますが、その乗務員資格等について協定書の第3条では「受注者は、受託管理者の責任において大型自動車第1種又は第2種運転免許証を所有し、運転経験5年以上の者を乗務員に充て、安全誠実にその職務の遂行をするものとする。」となっています。不特定多数の町民が利用する公有バスは、安全管理に最

の無償化により年額118,800円が補助されていることから、当面は現行どおりの補助基準で行ってまいります。

協定書の内容を 精査し文言を整理する

答弁 町長

①福祉バス等の公有バスの運行業務については、それぞれ管理運行規則において一般貸し切り旅客自動車運送業者に委託することができると定められており、これに基づき、各所管するバスごとに指名競争入札の執行を経て委託契約を締結し、運行業務を行っています。

また、公有バスについては営業用車両ではなく、いわゆる白ナンバーであることから、法令において運転業務に当たる乗務員については、大型免許取得者であれば1種2種の別を問わないということになっています。

北檜山区、瀬棚区についても2種でなければならぬという規定にはなっており、ご指摘の北檜山区、瀬棚区との整合性については、協定書の内容に関する点、だと思えますので、それぞれ条件、内容を精査しながら、文言の整理を図っていきたくと考えて

います。

②福祉バス等の公有バス運行に係る安全管理については、せたな町福祉バス管理運行規則、せたな町僻地患者輸送車管理運行規則及びバス運行業務委託協定書などに基づき、受注者の責務として法令による車両の適正な管理と運行管理者、整備管理者及び安全運転管理者を設置し、運行業務の安全確保を図ることとしています。

また、町といたしましては、受注者から毎月提出される業務報告書などにより安全管理の確認を行っています。

③町の目的別のバス所有については、福祉バスが北檜山区1台、大成区1台の計2台、患者バスが北檜山区1台、大成区1台の計2台、ふれあいバス・患者バスとして瀬棚区が1台、スクールバスが北檜山区1台、大成区2台の計3台、合計で8台の所有となっています。

答弁 教育長

②大成区のスクールバスの運

行業務については、福祉バス、患者輸送バスと同様に、スクールバス定時運行業務協定書を交わして委託業者に運行管理者等を選任していただき、運行日における始業点検基準に基づく点検の励行、点検実施後の日常点検表の作成及び、運転記録簿の作成を義務づけています。

毎月の委託料請求の際にそれらを提出していただき、運行管理に万全を期していただいています。

また、法令に基づく整備点検の経費や修繕料の経費についてですが、以前は町有スクールバスであったことからその経費は町で負担していたこともありましたが、平成23年度からは北檜山区スクールバス運行業務と同様にそれらの経費はすべて委託料の中に含んだ契約となっています。

再質問

請負業者として白ナンバーの車であっても第2種免許を取らせるのが常識ではないですか。町民の足として安全管

理が最大の問題だと思えます。

大成区において、スクール・福祉・患者輸送の平成23年度の公有バス運行業務委託契約が4月1日に一括で契約されているが、この業者は、北海道運輸局のホームページによると、貸し切りバス運行事業者の法令違反により、3月28日に輸送施設の使用停止30日と相当重い行政処分を受けています。

処分を受けた翌日の3月29日に入札参加し落札、4月1日に委託契約しています。町としてどう対応されたのか。また、協定書の第4条では、法令に基づく公有バスの点検及び整備（修繕も含む）は、発注者である町が経費負担するとあるが、これを業者にかぶせることは協定書違反になります。

合併して8年になります。が、町として統一した安全管理基準を作るべきだと思えますがいかがですか。

指名選考委員会で検討する

再答弁 町長

ご指摘のありました平成23年3月28日の行政処分については、町としては把握してはなかったということで、おわびを申し上げたいと思います。こうした行政処分については受けた業者から知らせるよう徹底していきたいと思っています。

また、これらについてはしっかりと指名選考委員会において検討させていただくということになるかと思えます。より安全を期するために2種免許取得者で対応するべきというご質問であります。本契約は道路運送法で規定している旅客自動車運送事業ではなく、町が運行委託している事業であります。よって道路交通法第86条第1項に規定している2種免許の適用は受けないものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委託業者の安全管理について

では、毎月業務報告書が出ておりますので、町といたしましては報告書を確認し安全管理を行っているところですが、これらについても徹底して確認を行うようにしていきたいと思っています。

協定書については、条文が統一されていないということから、早速それらの整理について指示をしましたので、早々に改善が図られるものと思っております。

再答弁 教育長

現在大成区で委託しているスクールバスについては2台を運行していますが、1種で運転している方が1人、2種で運転している方が1人でございます。

営業車は青ナンバーとなり、2種免許でなければ運行できませんが、スクールバスは白ナンバーでございますから、1種の免許で運転ができるということがあります。

もちろん2種免許を持つていることにしたのはありませんが、委託協定書の中で



大成区スクールバス

はそれは限定していません。ただ、勤続5年以上としていますので、それ相当の経験者が運転し安全業務を行っているという理解をしています。協定書の第4条ですけれども、確かに発注者がスクールバスの整備等にかかわる経費を負担するということになっていますが、23年度から3区

で統一した委託契約書に添付している留意事項では、町有小型・中型バスの運行に係る経費については委託経費の中に含めるということになっていました。これからは、第4条を留意事項に沿った形で、正規の形に戻して委託契約をしたいと思っております。

住民説明の必要性は

熊野 主税 議員



質問

町やそれぞれの区にかかわる大きな問題については審議会等に諮問することも一つの方策ですが、広く町民に説明、理解を得ることも重要と考えます。

消防の統合、これからの医療体制、大成区の水道整備等を住民に説明し、理解を得る機会をつくる予定があるのか、お尋ねいたします。

地区懇談会や広報で報告している

答弁 町長

自治体の憲法であります地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき議会の議決

より町の広報誌、議会だより、新聞報道で情報が町民の方には発信されているのは承知しています。

ただ、これらの情報は、多くの町民にとって一方通行だと私は考えています。

自治法の規定云々ではなく心情的にもう一つ踏み込んで多くの町民の方の声を聞き、理解、納得していただく説明をする考えはないかお尋ねします。

自治法に基づき
審議会に諮問している

再答弁

消防署建設事業につきましては、検討審議会を延べ7回開催し答申を受け、議会においては特別委員会で延べ7回の審議後中間報告をいただいております。

地域の問題ではなく町の重要課題、重要案件でありますから、全町の町民にお集まりをいただいで説明をいたしまして

地区懇談会の様子



懲戒処分等の
ホームページ掲載は

質問

町のホームページに処分年月日が25年1月29日付で、2月8日にアップした教育委員会職員の懲戒処分が掲載されていきました。

2月には臨時議会、各常任委員会、まちづくり特別委員会と議会に説明する機会があったと思うが、説明の必要

性は無いとの判断なのかお尋ねします。

服務規律の徹底、 チェック体制を強化

答弁 教育長

このたびの懲戒処分公表は、平成24年度から実施することとなった新たな町職員の懲戒処分に関する公表基準に準じて教育委員会所管の職員を公表したところであります。

しかし、今回のホームページによる公表に関して、私自身いろいろと配慮が足りなかったと感じており、反省をしているところであります。

今後このような事案が生じた場合は議会へ報告いたしたいと考えています。

なお、今後このようなことが起こらないよう、服務規律の徹底と、チェック体制も強化してまいりたいと思います。

再質問

昨日、ホームページを確認すると、既に公表は削除されています。

町の顔であるホームページで、様々な情報を発信してほしいと思っておりますのでなぜ削除したのかの思いです。

このことは、ホームページと監査委員報告だけの情報でしたので、今定例会冒頭の行政報告で説明があるものと考えていました。

町からの発信がホームページだけで事足りるということにはならないので、色々な方法により情報を明確に出す様求めます。

どこまで公表すべきか 配慮し見直す

再答弁

公表基準は町では昨年の4月に策定しましたが、教育委員会ではまだ策定してなかったことから町からの指摘で、町に準じた公表基準を2月4日に制定し、2月8日に掲載したというところであります。

掲載から約1カ月経過し十分ホームページでの公表期間がたったということで3月6日に削除をしました。今回の

教育委員会の職員が第1号で公表されたわけで、農業委員会、選挙管理委員会等、町にはたくさん行政機関の職員がおり、そちらとの整合性、どこまで公表すべきなのかを

本町の防災対策は

十分配慮しながら町長と協議、見直しをしてみたいと思います。

また、今回の件につきましては今会期中に行政報告をいたしたいと思えます。

平澤 等 議員

川の氾濫等自然災害を未然に防ぐ事は困難ですが、的確な対応策によって被害を最少減に抑える事は十分可能です。

本年度計画している総合防災訓練に関連して伺います。

①防災訓練要領と重点地区は。②各町内会等の自主防災組織による自主避難や防災体制の整備はどのように図るのか。

③自主防災組織の地域活動補助金は以後継続されるのか。

④地震による津波を想定した場合、高台に避難しなければならぬが、避難道や避難階段の現状を把握しているか。

⑤せたな町内の限界集落における老老避難に対する指導対策をどう講じるのか。

大津波を想定するため 海岸地区に重点

答弁 町長

①避難訓練は毎年地域を限定し、地震津波を想定して実施しています。

本年は、北海道南西沖地震から20年を迎え、町全体での避難訓練を計画しています。

訓練の想定は、北海道南西沖を震源とするM7.8の巨大地震の発生、町全域に大津波警報発令、町内沿岸部全域に避難指示発令、市街地にも津波の河川遡上に備え避難勧告発令を予定しています。

また、訓練の規模は、各町内会など地域単位に考えています。

重点地域は大津波を想定することから海に面した海岸地区になります。

②各町内会には平成23年度から自主防災組織の結成や避難計画に取組むようお願いし、現在、8町内会から申請があり、1町内会は避難計画を策定されています。

町では本年、「地域活動等



質問

未曾有の大災害であった東日本大震災から2年が経ちました。

死者、行方不明者あわせて1万8550人を超える犠牲者が出た事に対し大変痛ましく思います。

せたな町においても20年前の北海道南西沖地震発生で多くの財産や尊い人命が失われました。

地震や津波、大雨による河

推進事業補助金交付要綱」を定めました。地域の自主防災組織の結成、活動に一層支援を実施してまいりますので活用していただきたい。

③自主防災組織活動補助金は次年度以降も継続いたします。

④当町の海岸線は、狭隘な平地に並ぶ住宅地の背後が切り立った急傾斜地であるため避難路の設置に苦慮する地域が多くあります。

地震の発生に伴い津波の恐れのある場合は、一刻も早く少しでも高い場所への避難が肝要です。

せたな町において指定している避難路は5路線で定期的に管理しています。また、北海道が管理する治山施設管理用階段は、北檜山区で8基、瀬棚区で7基、大成区で15基あり災害時は避難路として利用できます。

⑤せたな町の限界集落は北檜山区で4地区、瀬棚区で2地区、大成区で9地区あり合計15地区あります。災害時に支援を必要とする町民を対象に災害時要支援者台帳を作成し

てリストアップを行い、各地区の支援員の皆さんに協力をお願いしています。

また、この台帳登録され、個人情報提供を承諾された方につきましては、地域の民生委員や町内会長を通じて、避難協力や居所確認をお願いしています。

再質問

せたな町の海岸線全長77.5 kmに集落が点在しています。

災害時に高台に逃げる避難道路、そして避難階段は町管理が5基、北海道が管理する治山施設管理用階段は30基ありますが、夏は雑草が繁茂し、冬は雪に埋もれて地震による津波発生時に十分機能を果たさない恐れが考えられますが、どのような対策を取るのか。

地域防災組織と協力し対応する

再答弁

今年度、道から地震による津波のシミュレーションの見



災害時におけるレンタル機材提供協定調印式の様子

直しが指示される予定でしたが、現在科学的根拠のデータ不足のため、当町を含む日本海南部地域は見直しに至らないとの報告がありましたので、平成5年の南西沖地震規模想定での避難対策となります。避難路や避難階段の整備については、本年度結成される各町内会の地域防災組織と十分協議を重ねて住民の不安解消に向けて対応していきま

す。既に対策済といたしましては、昨年末に各地区に海抜標識を設置しています。

またレンタル会社との間で、災害時に防災機材を優先していただく協定を結んでいます。

さらに北渡島檜山北部地区4町で災害時の相互応援協定も締結されています。

災害時の避難心得は自分の命は自分で守るという自助の精神、また地域住民の協力による共助の精神が生命を守る原則と考えています。

今後も各地域の皆さんと協議・協力をいただきながら防災対策を進めてまいります。

事務局からのお願い

議会議長宛の案内・請願・陳情等は、議会事務局へ提出願います。

